

島しょ地域における再エネ導入促進事業実施要綱

(制定) 令和7年2月19日付6産労産事第625号

(目的)

第1条 この要綱は、ゼロエミッションアイランドの実現に向けた、島しょ地域における再生可能エネルギーの普及拡大のため、東京都（以下「都」という。）が島しょ地域の再生可能エネルギーの導入に向けた経費の支援を行う、「島しょ地域における再エネ導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 都は、島しょ地域において再生可能エネルギー発電設備を導入する発電事業者を対象に、当該電源の発電電力量に応じた支援を行う。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備
- 二 地熱 地球内部に形成される地熱地帯の熱を熱源とするもの
- 三 バイオマス 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）
- 四 F I T制度 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づく固定価格買取制度（再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度）
- 五 島しょ地域 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
- 六 系統への再生可能エネルギー接続可能量 東京電力パワーグリッド株式会社が定める島しょ町村において接続が可能な再生可能エネルギーの最大電力

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、島しょ地域に位置する事業所等においてF I T制度対象の電源を導入する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 再生可能エネルギー発電設備のいずれかを用いて、F I T制度の認定を取得した事業計画に基づき新たに発電を開始する事業であること。
- 二 F I T制度対象の電源の運転開始が令和7年度以降であること。
- 三 F I T制度対象の電源による発電電力量を証明できること。

四 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと（ただし、他の補助・助成事業による補助・助成と本助成金の助成対象が明確に区分できるものについては、この限りでない。）。

（助成対象者）

第5条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施する者とする。

一 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

ク 特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等

ケ 法律により直接設立された法人

コ 上記アからケまでに準ずる者として公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適当と認める者

二 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者、東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

四 国及び地方公共団体（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人）

（助成金算定根拠となる電力量）

第6条 助成金の交付対象となる金額は、助成対象事業により開始する発電事業のうち、FIT制度対象の電源として認定された電力量とする。

（助成金額）

第7条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、都の予算の範囲内において、前条に定める電力量に1kWhあたり12円を乗じて得た額とする。

2 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（助成対象者による報告）

第8条 助成対象者は、次に掲げる事項について、別に定める日までに報告を行うものとする。

- 一 FIT制度対象の電源により発電した電力量の実績
- 二 FIT認定通知書の内容

（本事業の実施体制）

第9条 都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公社に対し、第7条による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - ア 第二号の基金を原資として、第4条から前条までに規定する助成金の交付を行うこと。
 - イ 第8条により助成対象者から報告を受け、助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。

（本事業の実施期間）

第10条 本事業の実施期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 助成金の交付申請は、令和7年度から令和11年度までとする。
- 二 助成金は運転開始日の属する月（以下、「運転開始月」とする。）を含め最大60か月の運転実績に基づき交付する。ただし、運転開始月の翌年度に交付申請する場合は、当該年度の4月を運転開始月とする。
- 三 助成金の交付については別に定める。
- 四 第一号の交付申請の募集は、各町村における系統への再生可能エネルギー接続可能量の上限に達した場合は、当該町村分の受付を終了する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年2月19日付6産労産事第625号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。